

2. 税関手続のIT化等の施策の展開

(1) 制度等の概要及び利用率

1) 通関システム

Air-NACCS

Air-NACCS は、航空機の入出港手続及び航空貨物の税関手続とこれに関連する民間業務を一元的にオンラインで処理するシステムであり、輸入においては航空機の入港から航空貨物の取卸し、輸入申告・許可を経て国内への引取まで、輸出においては航空貨物の保税地域への搬入から、輸出申告・許可を経て航空機への搭載、出港までの一連の税関手続及び貨物管理業務を処理対象としている。

昭和 53 年の稼働開始時におけるシステムの対象地域は新東京国際空港(成田空港)及び原木地区のみであったが、その後、対象地域を拡大し、現在では、成田、関西、新千歳、仙台、新潟、羽田、中部、小松、岡山、広島、福岡及び宮崎の 12 空港を含む 46 地区を対象地域としている。但し、Air-NACCS では、輸入業務において航空会社の AWB 情報が必須となるため、国際線の少ない地方空港などにおいて航空会社が NACCS に参加しない空港では、AWB 情報(貨物情報)が入力されなくとも通関処理を行うことが可能な Sea-NACCS を導入して輸出入申告を処理している。

平成 19 年 1 月末現在の Air-NACCS の民間利用者数は 622、事業所数では 1,722 となっている。

表 2 - 1 Air-NACCS の民間利用者数(平成 19 年 1 月末現在)

業種	利用者数	事業所数
航空会社	14	63
航空貨物代理店	126	440
保税蔵置場	132	309
混載業者	140	406
通関業者	176	462
機用品	13	17
銀行	21	25
合計	622	1,722

注 1) 利用者数及び事業所数は複数業種を兼ねる場合を計上。

注 2) 複数業種を兼ねる場合を除いた利用者数は 286、事業所数は 728。

出所) N A C C S センター資料

現在のシステム稼働時間は午前 5 時から翌午前 4 時 30 分までとなっており、途中の 30 分間を除き、ほぼ終日稼働しているが、次期システムでは原則として終日運転を実現することとしている。

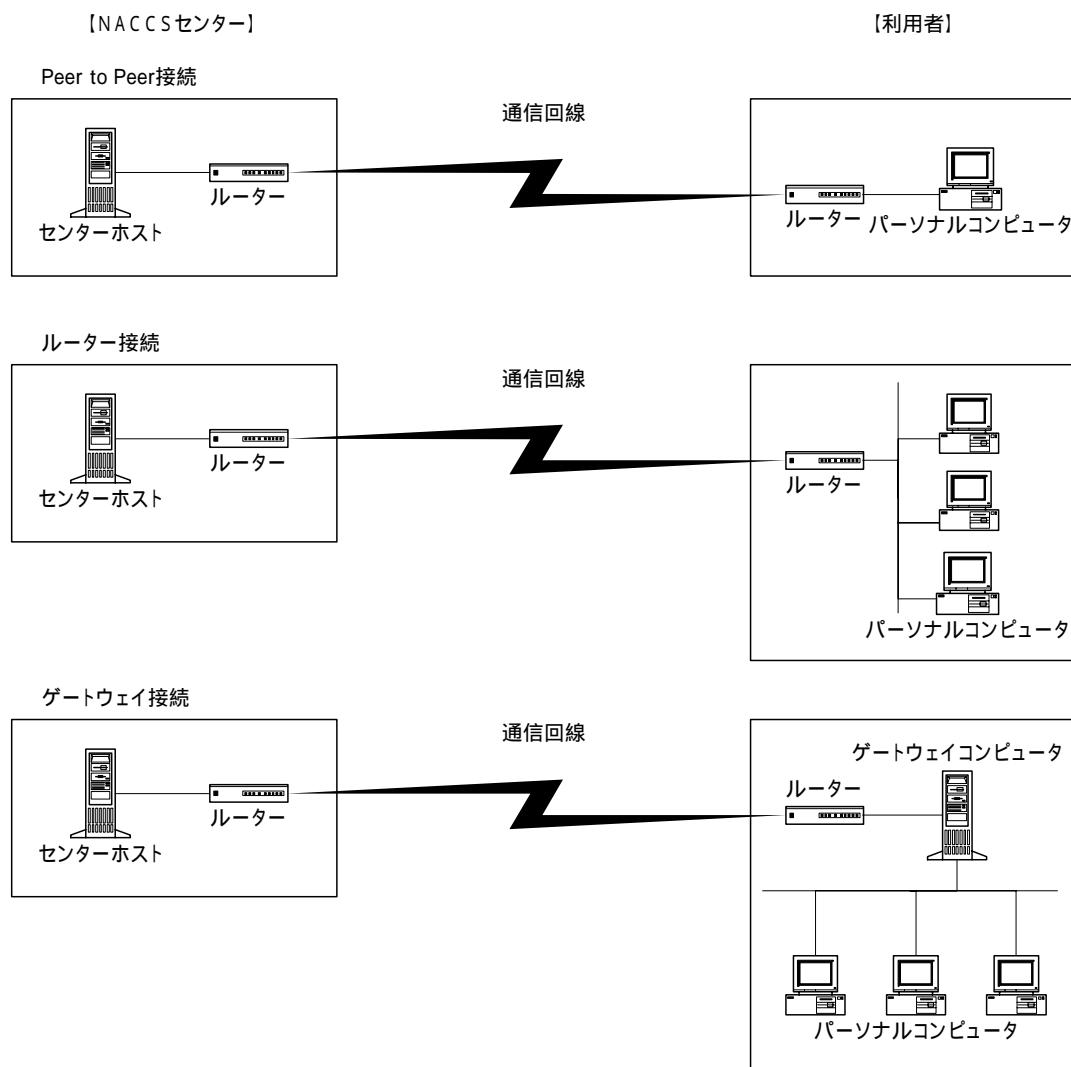
表2 - 2 Air-NACCS の対象業務

対象業務	対象業務内容の例
税関業務	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入申告等の受理、許可・承認の通知 ・手数料等の徴収
通関業務	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入通関のための税関手続 ・取扱手数料等の請求書作成 ・保税蔵置場に対する搬出の予約
航空会社業務	<ul style="list-style-type: none"> ・入出港についての税関手続 ・航空貨物についての税関手続 ・着払貨物の運賃情報管理
航空貨物代理店業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保税蔵置場に対する搬入伝票の作成
混載業務	<ul style="list-style-type: none"> ・混載貨物についての税関手続 ・混載業務の情報管理 ・着払貨物の運賃情報管理
保税蔵置場業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物搬出入についての税関手続 ・貨物の在庫管理 ・貨物保管料等の計算
機用品業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物搬出入についての税関手続 ・機用品の在庫確認
銀行業務	<ul style="list-style-type: none"> ・関税等の口座振替による領収
管理統計資料	<ul style="list-style-type: none"> ・入力された情報をもとに各種の管理統計資料を作成、提供

出所) N A C C S センター資料

システムの利用に先立って、NACCS センターに利用申込みを行うことが必要となり、その際、NACCS センターが運用管理するホストコンピュータとの接続回線、接続方法を選択することが必要となる。接続回線はインターネットと専用線、ダイヤルアップの3種類が用意されており、専用線接続或いはダイヤルアップ接続では、専用端末ソフトを利用した OLTP 方式による Peer to Peer 接続、SMTP 或いは双方向 SMTP 方式によるルーター接続が選択可能となる。但し、HTTP 又は X.25 を使用したゲートウェイ接続の場合は、専用線による接続となる。

図2-1 NACCSセンターと利用者の接続形態



利用者側のコンピュータ又はパソコンとセンターhosztとの接続方法としては、インタラクティブ方式とメール処理方式がある。インタラクティブ方式は利用者が1件毎に処理要求を送信し、それに対してNACCSのセンターhosztから1件毎に処理結果が返信される方式である。メール方式は、利用者が複数件まとめて処理要求を送信できるものであり、処理結果は利用者がNACCSのセンターhosztからまとめて受信するものである。

netNACCSの処理方式はインタラクティブ方式と同じく1件毎の処理となる。なお、利用者とNACCSセンターとの間の通信回線としては、インタラクティブ方式は専用線のみが利用可能であるが、メール処理方式は専用線又はダイヤルアップ回線を利用することが可能である。

システムの利用においては、システム利用料金等と回線使用料が必要となる。システム利用料金等には、基本料金、従量料金、パッケージソフト使用料及び管理統計資料料金が含まれているが、netNACCS利用者は従量料金のみの負担となる。基本料金は、インタラクティブ方式の場合は月額5,000円×論理端末台数であり、メール処理方式の場合は月額5,000円×メールボックス数となっている。従量料金は、業務毎に定められた業務従量料金単価(5円~625円)×トラフ

イック件数（1業務コード分の電文を送信し処理された回数）となる。パッケージソフト使用料は、インターネット方式、メール処理方式ともに月額3,000円×パッケージソフトをインストールするパソコン台数であり、netNACCSは無料となっている。管理統計資料料金は、月額2,000円×利用者コード数となっている。回線使用料は接続形態、回線速度、使用時間などにより規定されている。

Sea-NACCS

Sea-NACCSは、船舶の入出港手続及び海上貨物の税関手續とこれに関連する民間業務を一元的にオンラインで処理するシステムであり、輸入においては、船舶の入港から海上貨物の船卸し、輸入申告・許可を経て国内引取りまで、輸出においては、海上貨物の保税地域への搬入から輸出申告・許可を経て船積み、出港までの一連の税関手續及び貨物管理業務を処理対象としている。

平成3年の稼働開始時におけるシステムの対象地域は京浜港のみであったが、その後、対象地域を拡大し、Air-NACCSと異なり、航空貨物運送（AWB）情報などの関連する貨物情報がない場合でも通関業務を処理できることから、現在では全国の港湾地域と一部の空港地域を処理対象としており、平成19年1月現在の民間利用者数は2,215、事業所数で5,246となっている。

表2-3 Sea-NACCSの民間利用者数（平成19年1月末現在）

業種	利用者数	事業所数
船会社	39	90
船舶代理店	243	502
コンテナヤード	358	940
保税蔵置場	703	1,905
通関業者	822	1,754
銀行	50	55
合計	2,215	5,246

注1) 利用者数及び事業所数は複数業種を兼ねる場合を計上。

注2) 複数業種を兼ねる場合を除いた利用者数は1,271、事業所数は3,463。

出所) N A C C Sセンター資料

現在のシステム稼働時間は午前4時から翌午前2時までであり、途中の2時間を除きほぼ終日稼働しているが、次期システムでは通常は停止することなく終日運転を実現することとしている。

表2-4 Sea-NACCSの対象業務

対象業務	対象業務内容の例
税関業務	・輸出入申告等の受理、許可・承認の通知 ・手数料等の徴収
通関業務	・輸出入通関のための税関手続 ・取扱手数料等の請求書作成
船会社業務、船舶代理店業務	・入出港についての税関手続 ・とん税等納付申告 ・積荷目録提出 ・船積確認についての税関手続
コンテナヤード業務	・コンテナ積卸しについての税関手続 ・コンテナ搬出入についての税関手続
保税蔵置場業務	・貨物搬出入についての税関手続 ・貨物の在庫管理
銀行業務	・関税等の口座振替による領収
管理統計資料	・入力された情報をもとに各種の管理統計資料を作成、提供

出所) N A C C S センター資料

Sea-NACCSにおいても、Air-NACCSと同様、システムの利用に先立って、NACCSセンターに利用申し込みを行うことが必要となり、その際、接続回線、接続方法を選択することが必要となる。Sea-NACCSの従量料金は、業務毎に定められた業務従量料金単価(5円～400円)×トラフィック件数(1業務コード分の電文を送信し処理された回数)であり、管理統計資料料金は、月額1,000円×利用者コード数となっている。

netNACCS

インターネットの急速な普及と技術革新、電子政府の実現に向けてインターネットの積極的な利用推進、NACCS利用者からのインターネット接続実現の要望等に応えるために、平成15年3月より、NACCSへのインターネット接続によるサービスの提供(netNACCS)を開始した。netNACCSの対象業務は、基本的にNACCSが民間利用者に対して提供している業務を対象とする。

netNACCSの利用においては、NACCSのセンターホストに接続するため専用線又はダイヤルアップ回線を利用者側で用意する必要はないが、インターネットに接続するための環境を用意し、

端末にはNACCSセンターが提供する利用者用端末ソフト「netNACCSソフト」をインストールして利用することとなる。なお、セキュリティ対策としてユーザー認証、通信の暗号化に加え、センターホストにはファイアウォールが構築されている。

netNACCS の利用料金は、各種のサービスの利用毎に発生する従量料金及び管理統計資料料金については従来の NACCS と同等となっているが、基本料金・パッケージソフト利用料金・回線使用料については不要となる。そのため、インターネット接続環境が整っていれば、従来の NACCS よりも低コストで利用可能となり、コスト面における優位性から、netNACCS を利用する利用者が増加している。

CuPES

税関関連の申請・届出等手続についての IT 化を実現するために、平成 15 年 3 月より CuPES が稼働している。

CuPES の対象となる業務としては、原則として NACCS 業務の対象となっている手続を除き、書面により行われている全ての申請・届出等手続であり、平成 19 年 3 月現在、518 の手続が電子化対象となっている。また、輸出入申告等に伴い書面により税関に提出されているインボイス等の関係書類についてのインボイス関連業務情報として登録することが可能となっている。

CuPESでは、インターネット及びダイヤルアップ回線又はNACCS利用者を対象としてNACCS用の接続回線を使って接続することが可能である。また、CuPESを利用するため専用の端末用ソフトウェアが必要となるが、税関は利用者に対して無償で端末用ソフトウェアを配布している。

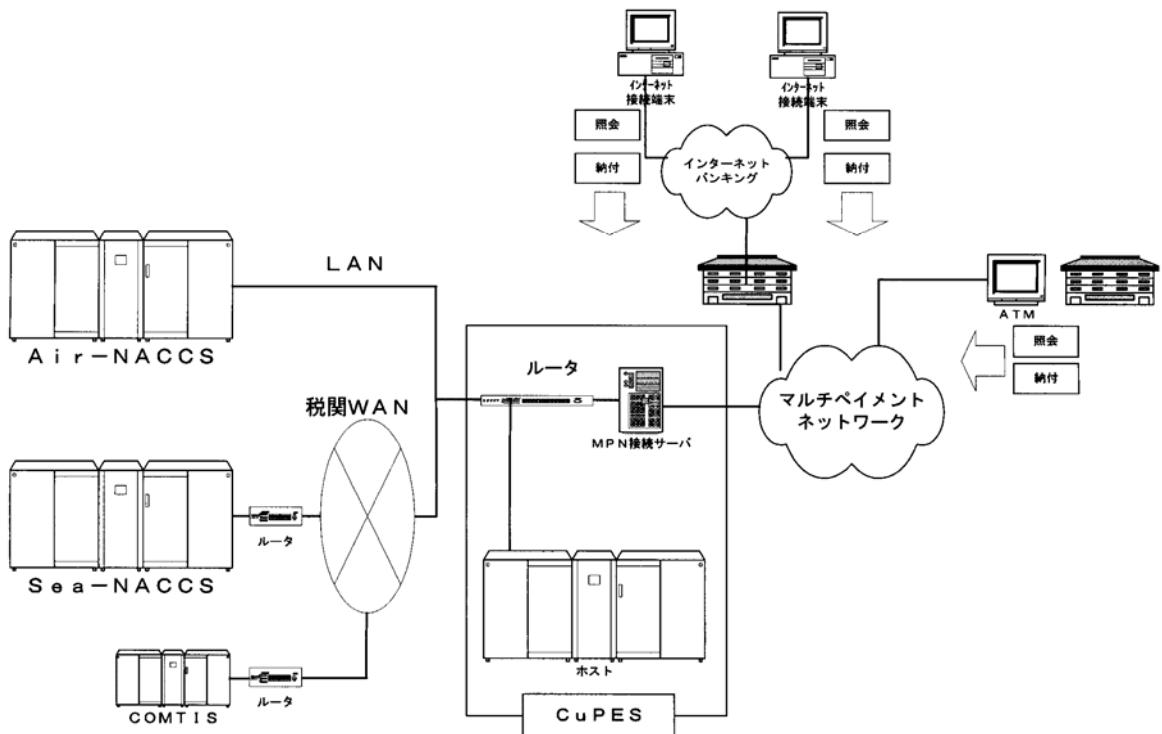
CuPES は NACCS と異なり、行政手続の受付窓口として税関が自ら運用を行うシステムであることから、書面による手続と同様、利用手数料は無料としているが、電話回線によるアクセスポイントまでのダイヤルアップ回線の通信回線費用については利用者の負担となっている。

MPN（マルチペイメントネットワーク）と通関システムの接続

平成13年3月29日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）においてとりまとめられた「e-JAPAN重点計画」において、「歳入金及び国税等について平成15年度までにインターネット等を利用した納税等を可能とするためのシステム整備、運用を開始する」とことされた。これを受け、NACCS又はCuPESを利用した申告に係る関税・消費税等（輸入貨物に係る関税及び消費税等の内国消費税並びにとん税及び特別とん税をいう。以下同じ。）の納付をインターネット等を利用して電子的に納付できるよう、平成16年3月より、NACCS及びCuPESとマルチペイメントネットワークとを接続して関税・消費税等の電子納付を可能としている。

これによって、収納窓口の営業時間外でも ATM、電話、パソコン等により納付が可能となるなど、利用者の利便性が向上された。

図2-2 マルチペイメント対応ネットワーク概要図



出所) N A C C S センター資料

2) 通関処理システム等との接続

ワンストップサービス

NACCS と他省庁とのシステム間接続・連携については、平成 9 年 2 月より FAINS (輸入食品監視支援システム : 厚生労働省) との間でワンストップサービスを開始し、その後、平成 9 年 4 月には ANIPAS (動物検疫検査手続電算処理システム : 農林水産省) 及び PQ-NETWORK (輸入植物検査手続電算処理システム : 農林水産省) との間でワンストップサービスを行っている。また、平成 14 年 11 月には JETRAS (貿易管理オープンネットワークシステム : 経済産業省) との間でシステム間接続を開始している。

シングルウインドウサービス

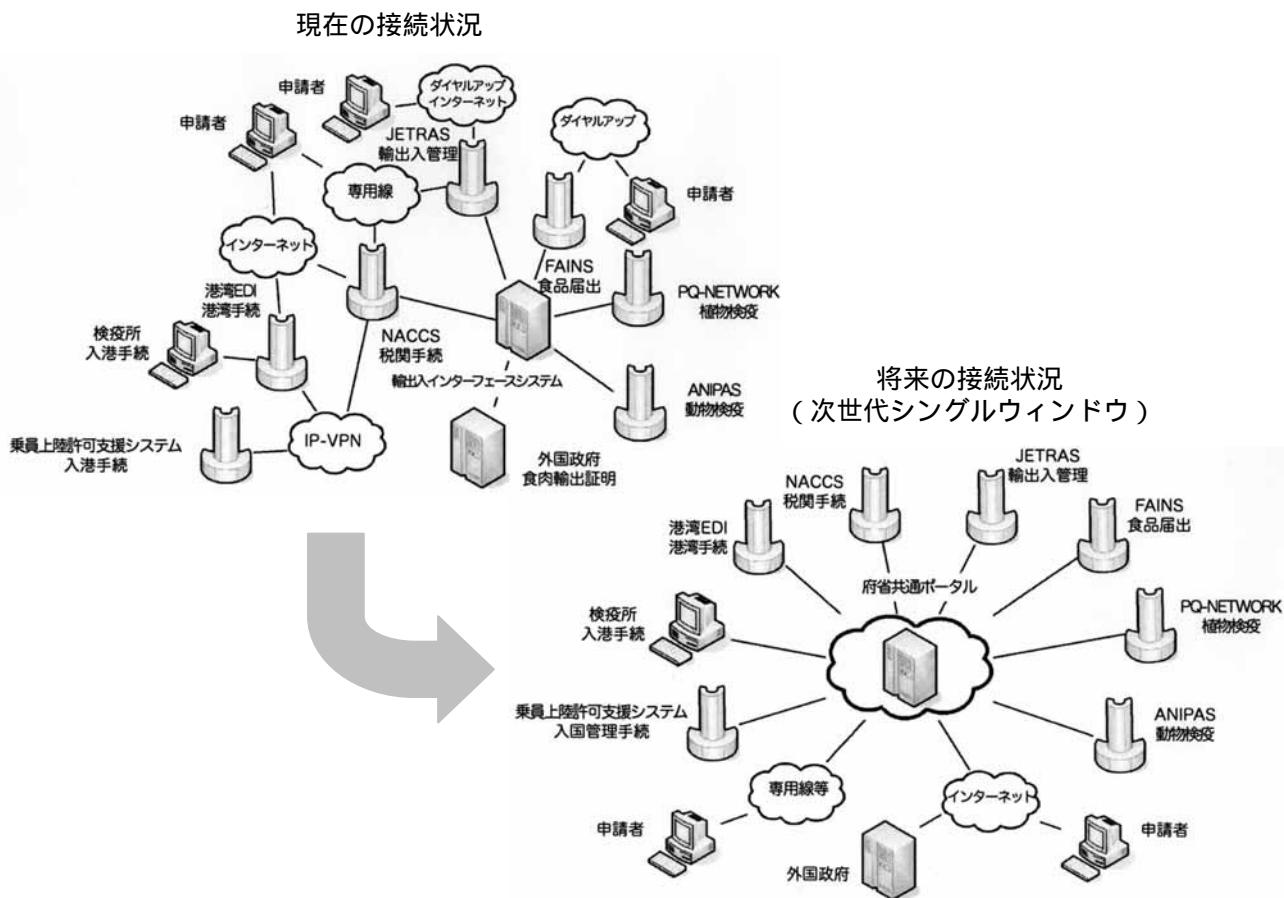
平成 15 年 7 月には、NACCS と各省庁の輸出入及び港湾関連手続との連携を高度化し、利用者の利便性を一層高めるために、国土交通省の港湾 EDI 、法務省の乗員上陸許可支援システムを含めて、これら全てのシステムとの間で 1 回の入力・送信で関連手続を可能とするシングルウインドウサービスを開始した。シングルウインドウサービスにより、従来のワンストップサービスにより実現されていた複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことにより加え、各手続に共通する情報の重複入力を省くことなどの利便性の向上が図られている。

府省共通ポータルの構築

府省共通ポータルは、我が国の将来のシングルウインドウサービスを実現するため、NACCS が持つ輸出手続のワンストップサービスを提供する機能と NACCS 及び港湾 EDI が持つシングルウインドウ機能の統合、Web 上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置、申請窓口の一本化等を行うことにより、国際貨物の物流時間の短縮、官民トータルの物流コストの低減及び利用者の利便性向上に寄与することを目的とするものである。

府省共通ポータルの運営主体は NACCS センターが行うこととされ、現在、平成 20 年 10 月からの運用開始を目指して開発作業が進められている。

図2-3 府省共通ポータル(次世代シングルウィンドウ)イメージ図



出所)財務省関税局資料

民間システムとの連携

NACCSと民間システムとの連携については、「e-JAPAN 重点計画 2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)及び「財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(以下「アクション・プラン」という。)(平成14年9月3日財務省行政情報化推進委員会了承)において、「2003年度までの実現を予定している輸出手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する」とこととされたことを受け、清水港VAN(清水港情報共同利用システム:平成16年9月)、JCL-Net(日本コンテナ物流情報ネットワークシステム:平成17年3月)、POLINET(港湾物流情報システム:平成18年2月)及びTACTOS(太刀浦コンテナオペレーションシステム:平成18年4月)と連携を行っている。

以下にそれぞれのシステムの概要について述べる。

イ. 清水港VAN

清水港における貨物の船積みに關係する複数業務間を接続することにより、船積関連業務の

情報高度化を実現し、清水港全体での効率化を目指しているシステムで、清水ポートネット株式会社が運営している。平成 16 年 9 月より Sea-NACCS と接続を開始し、現在、連携により利用されている NACCS 業務は、輸出貨物情報登録等の輸出 4 業務である。

□ . JCL-Net

外貿コンテナのコンテナターミナルからの搬出入に係る手続の電子化を図ることで、関係者間の情報の交換・共有化を推進し、コンテナ搬出手続の効率化及びセキュリティ対策の強化を実現するシステムで、国土交通省及び港湾管理者が共同で開発したものである。平成 17 年 3 月より Sea-NACCS との接続を開始し、現在、連携により利用されている業務は、NACCS 利用者の搬出入可否情報の送信及び一部の NACCS 業務(コンテナ引取予定情報通知)である。

ハ . POLINET

船社(船舶代理店)、海貨、検数、検量、コンテナフレートステーション(CFS)、コンテナヤード(CY)等の民間利用者の間を結んで、ドックレシート(D/R)情報、船荷証券(B/L)情報等を交換するシステムで、社団法人港湾物流情報システム協会(POLISA)が運営・管理するシステムである。平成 18 年 2 月より Sea-NACCS と接続を開始し、現在、連携により利用されている業務は、船積確認登録業務である。

ニ . TACTOS

太刀浦コンテナターミナルと陸上運送事業者をインターネットで結び、搬出入場所、通関、荷渡指図書(D/O)等、各種手続の処理状況をリアルタイムで提供することで、ノン・デリバリー防止及び陸送業者の待ち時間を短縮できるなど、CY からコンテナのスムーズな搬出入を実現するシステムであり、関門コンテナターミナル株式会社が運営・管理している。平成 18 年 4 月より Sea-NACCS と接続を開始した。現在、連携により利用されている業務は、CY 搬入確認登録業務及び CY 搬出確認業務である。

3) 通関制度等

関税法の規定にもとづく基本的な輸入通関手続の流れは次のとおりである。

【輸入通関】

我が国に到着した貨物を国内に引き取る場合、税関に輸入（納税）申告し、区分に応じて書類審査、現物検査を受け、関税等の納付を経て、輸入許可を受けなければならない。この手続の過程の前後において、保税管理、他法令関係等の手續が必要となる。

輸入申告：原則として貨物を輸入しようとする者が、輸入貨物が保税地域に搬入された後に、輸入（納税）申告書を税関に提出することにより行う。

この場合、輸入申告は輸入しようとする者に代わって通関業者による代理申告が認められており、通常はこの代理申告が行われている。また、保税地域に代わって、特別に許可を受けた保税地域外の場所に搬入された後に申告することも認められている。

輸入申告書には、輸入貨物の品名、価格等の必要事項を記載し、次の書類を添付して提出する。

- ・インボイス（輸出者が輸入者に発行する送り状）
- ・包装明細書、運賃明細書、保険料明細書等（必要とされる場合）
- ・原産地証明書（協定税率又は便益関税の適用を受けようとする場合で、貨物の商標やインボイス等から原産地が判明しない場合）
- ・一般特恵制度原産地証明書（特恵関税の適用を受けようとする場合）
- ・他法令の規定により輸入に関して必要とされる許可・承認書等（他法令による規制に該当する場合）
- ・減免税明細書（減免税を受けようとする場合）
- ・納付書（納付すべき税額がある場合）

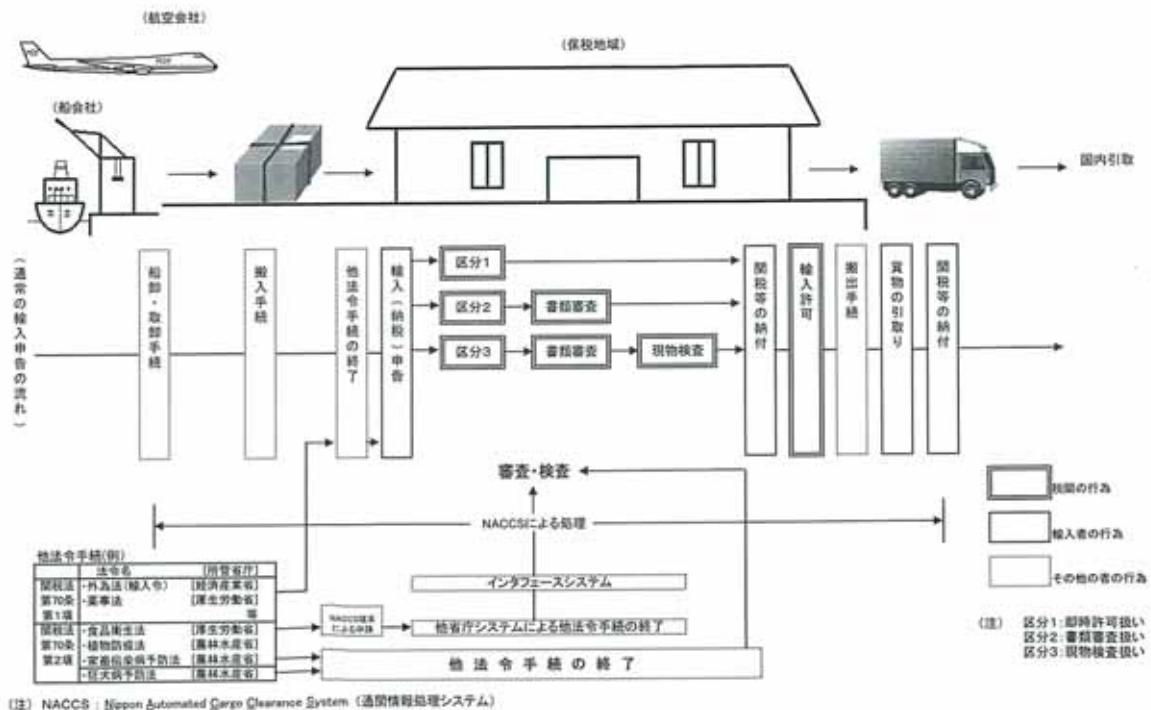
審　　査：輸入通關の重点化、迅速化を図るため、輸入審査は「通常審査」、「重点審査」、「簡易審査」に区分、更に通常審査と重点審査については「事前審査」と「事後審査」に区分して行い、原則として事前審査の終了により輸入が許可される。

検　　査：輸入貨物が申告内容と一致していることを確認することにより、的確な関税等の納付を図ること、輸入規制品等の国内流入を阻止することを目的として実施される。検査対象貨物は、その種類、性質、仕出地等を勘案して税関により特定される。このような検査対象貨物は、税関検査場等の税関長が指定した場所に搬入され、「全部検査」、「一部指定検査」もしくは「見本検査」により検査される。

輸入許可：輸入申告が適法であり、申告書類の審査及び現物検査の結果が適正であり、かつ次の要件を満たす場合に輸入が許可される。

- ・関税等が納付されていること（納期限延長等を除く）
- ・輸入しようとする貨物が輸入してはならない貨物でないこと
- ・他法令該当貨物の場合、それぞれの法令による許可・承認を受けていること
- ・偽った原産地等を表示していないこと

図2-4 輸入通関手続の基本的な流れ



出所) 財務省関税局資料

このような基本的な輸入通關手続に対して、同手続の簡素化、迅速化を求める国民ニーズが高まり、その利便向上に資するため、さまざまな制度が創設されている。それらの概要を以下に整理する。

予備審査制度（輸入）

基本的な輸入通關手続の流れでは、輸入申告は貨物の保税地域への搬入後とされている。この規定を弾力的に運用し、保税地域への搬入前であっても、あらかじめ審査（予備審査）を行い、検査を要しない貨物については輸入申告と同時に許可を行う制度として平成3年4月に創設された。海上貨物については平成3年10月、航空貨物については平成5年2月からNACCSによる電子的手続が可能となった。

対象貨物：全ての輸入貨物

提出書類：通常の輸入申告書と同じ。但し、添付書類については、特に必要のない書類及び他法令関係書類は輸入申告までに貨物の蔵置予定場所を管轄する税関に提出。

提出時期：輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日、もしくは予備申告にかかる貨物の船荷証券（B/L）（航空貨物にあっては、航空貨物運送状（AWB））が発行された日のいずれか遅い日から提出が可能。

審査：通常の輸入申告と同様の審査を実施。但し、輸入申告予定日までに審査を終了するよう努める。

検査：検査の要否については、輸入申告予定日までに輸入者に通知。

輸入申告：予備申告に係る貨物が保税地域に搬入され、他法令手続が終了した段階（輸入申告の要件が満たされた段階）で、輸入者は、予備申告段階で記載が猶予された事項を記入、提出が猶予された書類を添えて、輸入申告を行う旨を申し出。

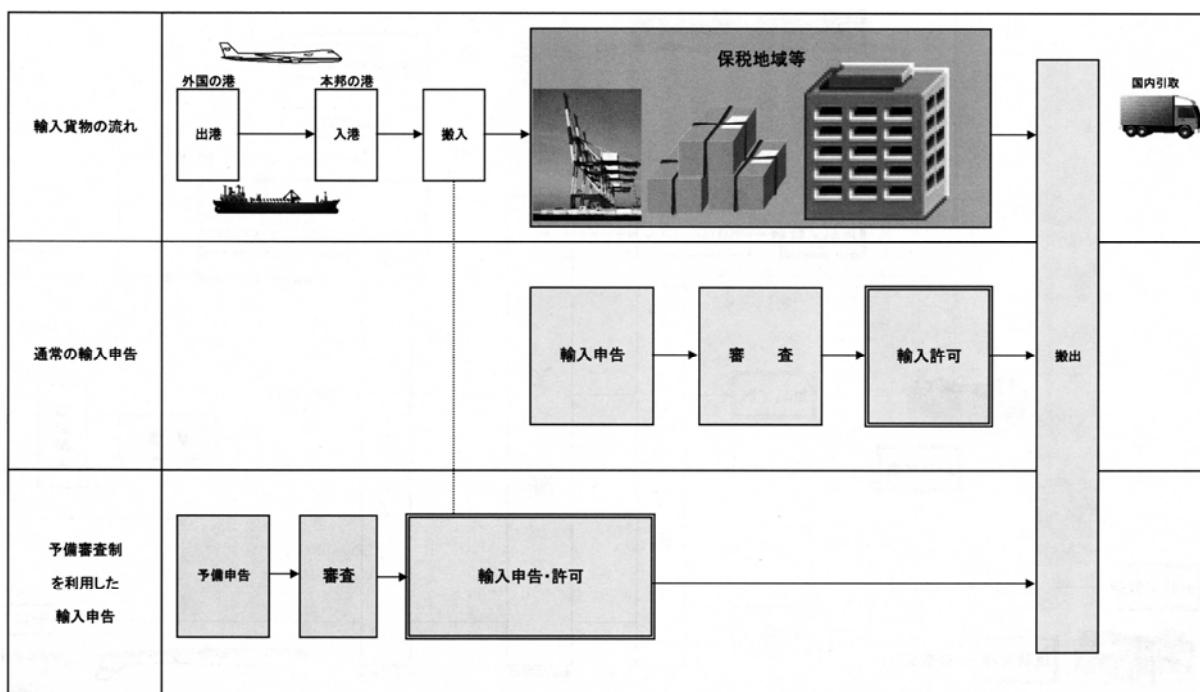
全体の輸入申告件数が増加する中、予備審査制度の利用率も上昇しており、平成18年には43.9%に達している。特に、航空貨物の利用率は同年に48.8%に達し、海上貨物の28.4%を大きく凌駕している。

表2-5 予備審査制度（輸入）の利用率の推移（平成12年～18年）

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
全体輸入申告件数	11,893,830	12,915,266	13,357,583	14,293,638	15,836,427	16,809,091	17,439,144	
予備審査件数	3,245,785	4,777,392	5,235,174	5,660,810	6,891,456	7,482,213	7,654,022	
予備審査利用率	27.3%	37.0%	39.2%	39.6%	43.5%	44.5%	43.9%	
海上貨物	申告件数	3,416,970	3,413,036	3,477,372	3,704,257	3,926,580	4,116,933	4,222,339
	予備審査件数	503,274	602,973	730,295	874,517	1,008,062	1,095,661	1,200,747
	申告件数に占める 予備審査件数割合	14.7%	17.7%	21.0%	23.6%	25.7%	26.6%	28.4%
航空貨物	申告件数	8,476,860	9,502,230	9,880,211	10,589,381	11,909,847	12,692,158	13,216,805
	予備審査件数	2,742,511	4,174,419	4,504,879	4,786,293	5,883,394	6,386,552	6,453,275
	申告件数に占める 予備審査件数割合	32.4%	43.9%	45.6%	45.2%	49.4%	50.3%	48.8%

出所) 財務省関税局資料

図2-5 予備審査制度（輸入）の流れ



出所) 財務省関税局資料

到着即時輸入許可制度

予備審査制度を利用して輸入貨物であっても、保税地域へ搬入するのに時間要し、貨物到着後、輸入許可を得るまでに時間がかかるケースが存在する。

特に航空貨物にあっては、ビジネス文書やサンプル品など、国内引取りを急ぐ小口急送貨物(SPI貨物)の輸入許可件数が急増し、航空貨物に占める比率も大きいことから、その迅速な対応が求められていた。

そのため、航空貨物を対象に、Air-NACCSを使用して予備審査が行われた貨物のうち、検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告と同時に輸入を許可する制度が平成8年4月に創設された。

一方、海上貨物については、平成11年10月に、保税地域への搬入が確認され次第、Sea-NACCSを使用して輸入申告が行われた貨物に対して、直ちに輸入を許可する「搬入即時輸入許可制度」を導入していたが、より迅速な輸入通関手続を実現するため、Sea-NACCSを使用して予備審査が行われた貨物に対し、航空貨物と同様に、貨物の到着が確認され次第、輸入申告と同時に輸入を許可する制度が平成15年9月に創設された。

対象貨物： Air-NACCS又はSea-NACCSを使用して予備申告を行った輸入貨物のうち、検査が不要とされた貨物。

輸入申告： 輸入貨物が我が国に到着し、積荷目録情報(航空混載貨物にあっては、積荷目録情報

¹ SP貨物：Small Package Cargo 一般に「国際宅配便」と呼ばれ、ドア・ツー・ドアの通し運賃で国際間を輸送される貨物

及び混載貨物仕分情報)が登録された時点で、輸入申告が自動処理され、直ちに輸入許可。輸入申告内容と積荷目録情報が一致することが必要。

表2-6 小口急送貨物(SP 貨物)の輸入申告件数

(単位:万件)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
SP 貨物輸入申告件数	407	642	677	732	846	926	970

注) OBC²、マニフェスト通関貨物を含む

出所) 財務省関税局資料

SP 貨物による需要が大きい航空貨物では同制度の利用が伸びており、平成 18 年において申告件数の 25.1%、予備審査制度利用件数の 51.4%が利用する状況となっている。その一方、海上貨物では同制度の利用が低水準にとどまっており、同年において申告件数の 2.7%、予備審査制度利用件数の 9.4%が利用するにすぎない。

表2-7 到着即時輸入許可制度の利用率の推移(平成12年~18年)

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全体輸入申告件数				14,293,638	15,836,427	16,809,091	17,439,144
予備審査件数				5,660,810	6,891,456	7,482,213	7,654,022
海上貨物	申告件数			3,704,257	3,926,580	4,116,933	4,222,339
	予備審査件数			874,517	1,008,062	1,095,661	1,200,747
	到着即時件数			71,583	91,609	105,919	112,999
	到着即時利用率			1.9%	2.3%	2.6%	2.7%
航空貨物	申告件数	8,476,860	9,502,230	9,880,211	10,589,381	11,909,847	12,692,158
	予備審査件数	2,742,511	4,174,419	4,504,879	4,786,293	5,883,394	6,386,552
	到着即時件数	611,799	878,151	1,562,269	1,909,429	2,791,884	3,558,112
	到着即時利用率	7.2%	9.2%	15.8%	18.0%	23.4%	28.0%
		22.3%	21.0%	34.7%	39.9%	47.5%	55.7%
							51.4%

注1) 到着即時利用率の上段は全申告中に占める利用率を、下段は予備審査制度を利用した申告中に占める利用率を示す。

注2) 海上貨物の到着即時輸入許可制度は、平成 15 年 9 月 1 日導入。

出所) 財務省関税局資料

² OBC 貨物 : Onboard Courier Cargo 緊急を要する書類等について旅客の携帯品扱いで搭載し輸送される貨物

なお、海上貨物を対象とした到着即時輸入許可制度に似た船社提供サービスにホットデリバリーサービス（HDS）がある。HDS とは、荷主の要求により最優先で貨物を取り扱い、本船荷役開始後早期に引き渡す船社提供の有償サービスであり、次のような一連のサービスを含むものである。

定曜日・定時の就航スケジュール

優先的なブッキングの受け付け

空コンテナの早期ピックアップ

カットタイムの延長

通関業務などの最優先取扱い（個別搬入）

国土交通省が平成 16 年に公表した「コンテナ搬出短縮調査」によると、『約 4 分の 3 の海貨・通関業者が、本船積み～荷役～配送までを優先的に行う HDS が無料であれば、利用すると回答しており（アンケート調査結果）リードタイム短縮のニーズは高い』とし、『食品や衣料品等を中心とした「急ぐ貨物」については、HDS の代価も厭わない、という意見が少なからずあることが明らかになった』と結論づけ、また『有償の HDS は本船入港後 2 時間程度で荷主に引き渡す例もあり、その利用は急増している』と報告している。

実際、国土交通省の同調査結果によると、HDS は、個別搬入を利用することにより CY からコンテナを搬出するため、そのリードタイムを他の手続によるものと比較すると、一般のコンテナと比較して極めて短く、到着即時輸入許可制度を利用した場合に匹敵するリードタイムを実現している。

輸入者にとっては、仕出地におけるブッキングから輸入通関までを包括的に取扱うサービスであり、混雑した CY における優先的取扱いも期待できることから、到着即時輸入許可制度を凌ぐ利用件数を達成している可能性も否定できない。しかし、HDS を利用する上で、個別搬入は B/L 単位で申請する必要があるうえに、高額の HDS チャージを支払う必要があり、特に迅速性を求める貨物以外の利用は難しい。

図 2 - 6 手続別にみたリードタイムの比較

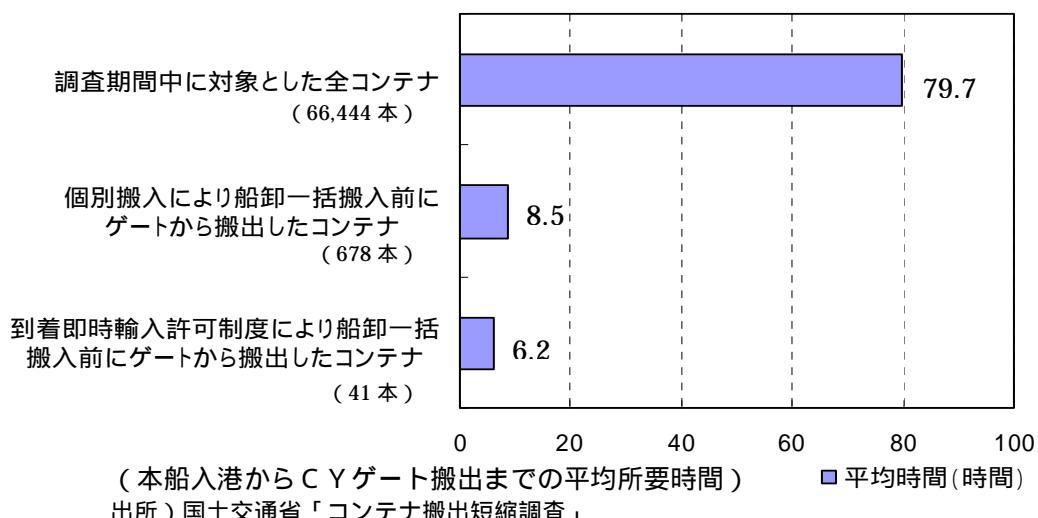
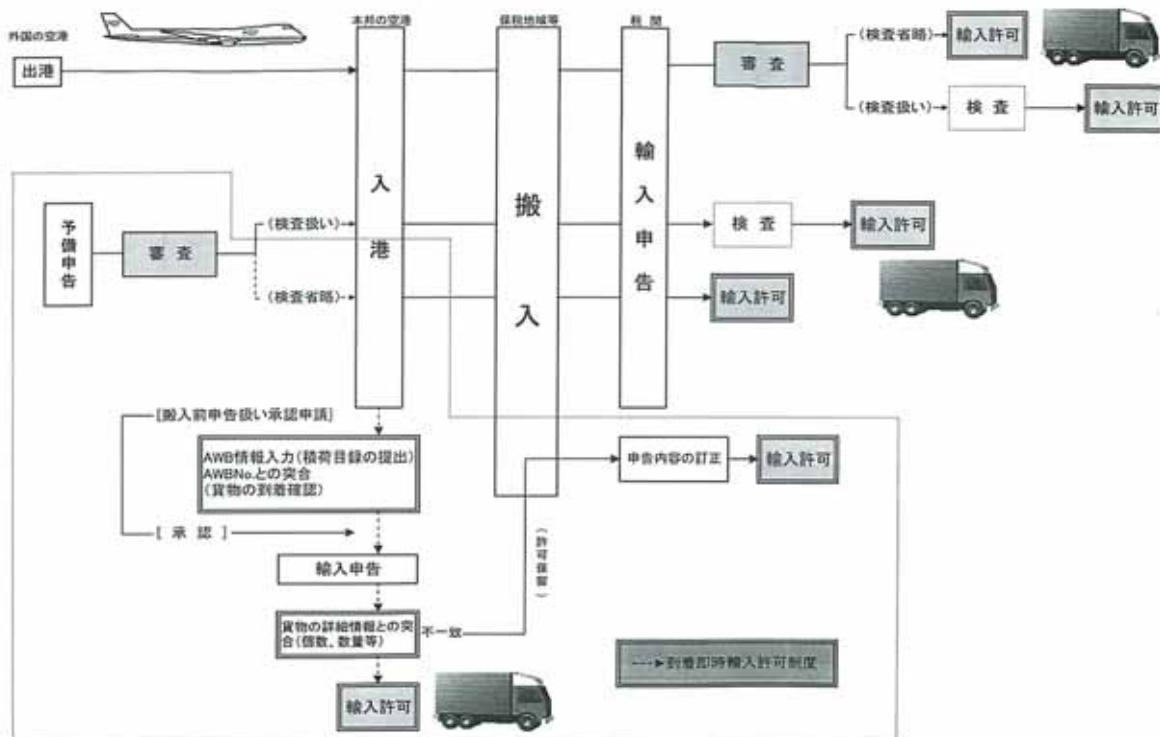
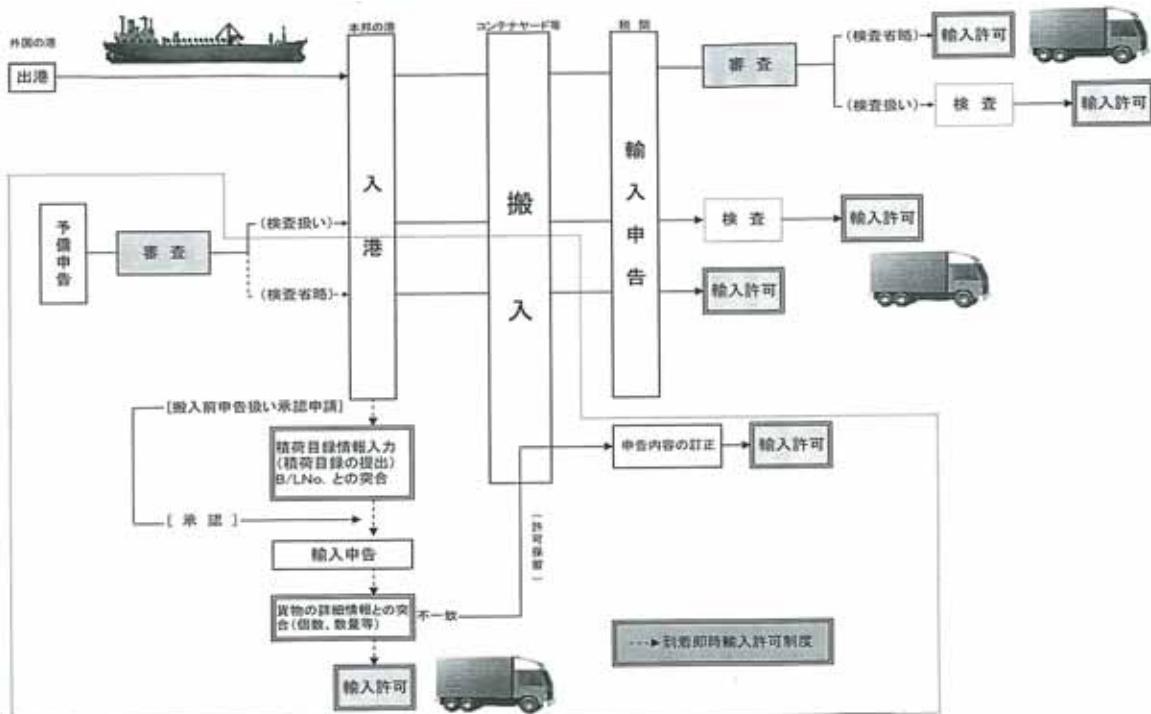


図2-7 到着即時輸入許可制度の流れ

【航空貨物】



【海上貨物】



出所）財務省関税局資料

簡易申告制度

イ. 現状

輸入通関手続の一層の簡素化・迅速化が求められる一方、輸入規制品に対する取締りの重要性が一段と高まっている。そのため、輸入通関手続の簡素化と取締りの重点化・強化の両立を可能とする新たな通関制度のあり方が検討されてきた。しかも、このような通關手續の簡素化と取締り強化の流れは、世界的に共通する方向にあり、世界各国の歩みと歩調を合わせる必要もあった。

現在、我が国では、原則として輸入申告（引取申告）と納税申告は一体的に行うことになっている。しかし、コンプライアンス（法令遵守）を条件に輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に輸入申告することを可能とするならば、輸入者の通關手續の迅速化要求に沿うことができると同時に、リスクの高い貨物の取締りを重点化することも可能となる。

このような考え方のもと、あらかじめ税關長の承認を受けた輸入者は、指定を受けた貨物について、コンプライアンスを条件に、輸入申告と納税申告を分離して納税申告の前に貨物の引取りを可能とする簡易申告制度が、平成 13 年 3 月に創設された。

輸入者の承認：輸入者の承認を受けようとする者は、次の要件を満たすことが必要である

（【注】平成 19 年 3 月時点）

- a . 簡易申告の適用を受けようとする貨物について、「継続的に輸入されている貨物」の指定を受けること
- b . 承認を受けようとする輸入者が、以下の事項のいずれにも該当すること
 - ・過去 3 年間において、関税法その他の国税に関する法律の規定に違反して、刑に処せられ、又は関税法もしくは国税犯則取締法の規定により通告処分を受けたことがないこと（この場合、輸入者には、輸入者の役員、代理人、使用人その他の従業者で貿易業務に従事する者を含む）
 - ・過去 3 年間において、関税又は輸入貨物にかかる内国消費税等を滞納したことがないこと
 - ・過去 1 年間において期限までに納税申告をしないこと、増担保の命令に従わないこと、帳簿書類の保存がなされていないこと、又は帳簿書類に不実の記載があることの理由で、簡易申告の承認を取り消された者でないこと
- c . 指定を受けようとする貨物で過去 1 年間に輸入したものについて、帳簿の備付け・保存及び書類の保存がなされていること、これらの帳簿書類に不実の記載がないこと

貨物の指定：次の貨物について「継続的に輸入されている貨物」の指定を受けることができる。

- a . 「継続的に輸入されている貨物」とは、関税率表の適用上の所属区分（9 枝、6 枝又は 4 枝）ごとに過去 1 年間 6 回以上輸入している貨物
- b . 税關長は、過去 1 年間における指定を受けようとする貨物にかかる納税申告

についての更正又は修正申告等（加算税が課される場合に限る）がある場合には、当該貨物の指定をしないことができる

c . 指定を受けている輸入者は、既に指定を受けている貨物以外にも要件を満たすことによって追加の指定を求めることができる

但し、引取りの時点で、現品確認が必要となるなど、簡易申告に馴染まない次の貨物については簡易申告の対象としない。

a . 減免戻税の対象貨物のうち、引取り時に現品確認が必要となるもの（変質、損傷の場合の減税等）

b . 特恵関税、特別緊急関税等の対象貨物で、シーリングで管理されており、適用される税の税率がそれまでに輸入された総量又は総額を基準にして決まるもの

承認を受けている輸入者の責任：帳簿の備え付け、保存及び書類の保存

a . 簡易申告を行った貨物の品名等を記載した帳簿の備え付け、保存（7年間）

b . 簡易申告を行った貨物にかかる取引に関して作成し、又は受領した書類等の保存（5年間）

担保の提供：承認を受けている輸入者は、簡易申告制度を利用するに当って担保の提供を義務づけられる。

a . 指定を受けた貨物の、その月における特例申告により納付する関税等の見込みの額の合計額

又は

b . 特定月の前年において指定を受けた貨物について、特例申告により納付した、又は納付すべきことが確定した関税等の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額

のいずれか多い方の額に相当する担保を、前月末日までに提供しなければならない。担保が提供されていない場合には、簡易申告を利用して輸入の許可を受けることができない。

輸入申告 : 輸入申告は輸入の都度ごとに行う。この際、輸入者の利便を考慮し次のとおり簡素化を図る。

a . 基本的にペーパーレス化し、納税のために従来求めている仕入れ書等の書類の提出は不要とする。

b . 引取り時の申告項目を削減する。

c . 社会悪物品等に関する検査は、従来どおり厳正に実施するが、引取り時の納税のための審査・検査は基本的に省略する。

納税申告 : 1ヶ月中に受けた輸入の許可ごとに申告書を作成し、これを翌月末日までに提出する。この際、基本的にペーパーレス化し、納税のための書類の提出は不要とし、保

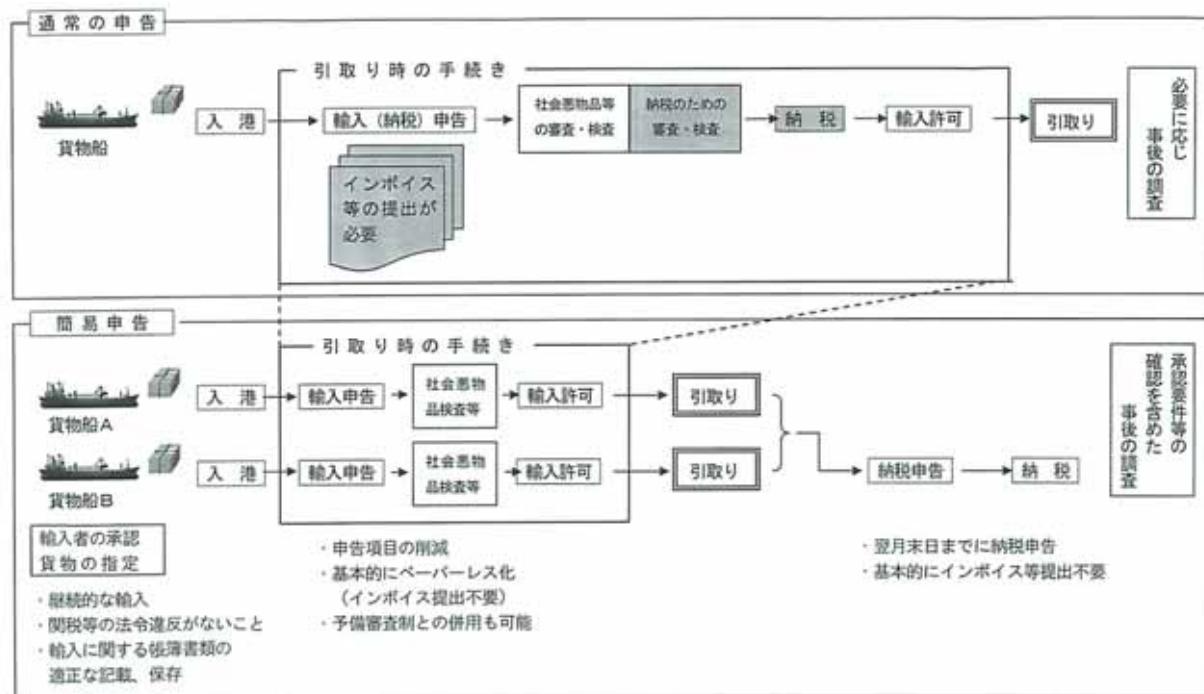
存で足りるものとする。

担保を提供して、納期限を輸入した月の翌月末日から 2 ヶ月間延長できる（包括納期限延長制度と同等）。

事後の調査：輸入者の承認や貨物の指定の際に審査された要件が、その後も引き続き満たされていることを事後に確認する。また、引取り時に基本的に審査・検査が行われないことから、簡易申告においても個々の申告が適正であったことを事後に調査する。

簡易申告制度が創設されてから 6 年が経過した平成 19 年 3 月末現在の簡易申告制度の利用概要是次のとおりであり、承認された輸入者数は 51、利用件数は航空貨物、海上貨物それぞれ 27,000 件程度（平成 18 年実績）ある。

図 2 - 8 簡易申告制度の流れ



出所) 財務省関税局資料

口 . 簡易申告制度の改正

なお、平成 19 年度関税改正においてコンプライアンスの優れた輸出入者等に対する特例措置の改善等を行うこととされ、その一環として簡易申告制度については、次の措置が講じられることとなった。

特例輸入者の承認の要件の追加

特例申告を NACCS を使用して行うこと、その他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正化

つ確実に遂行することができる能力を有していること（税法以外の法令違反がないこと、法令遵守規則を制定すること等）

制度利用要件の変更

過去1年間に6回以上「継続的に輸入されている貨物」として指定していた制度利用の要件を廃止

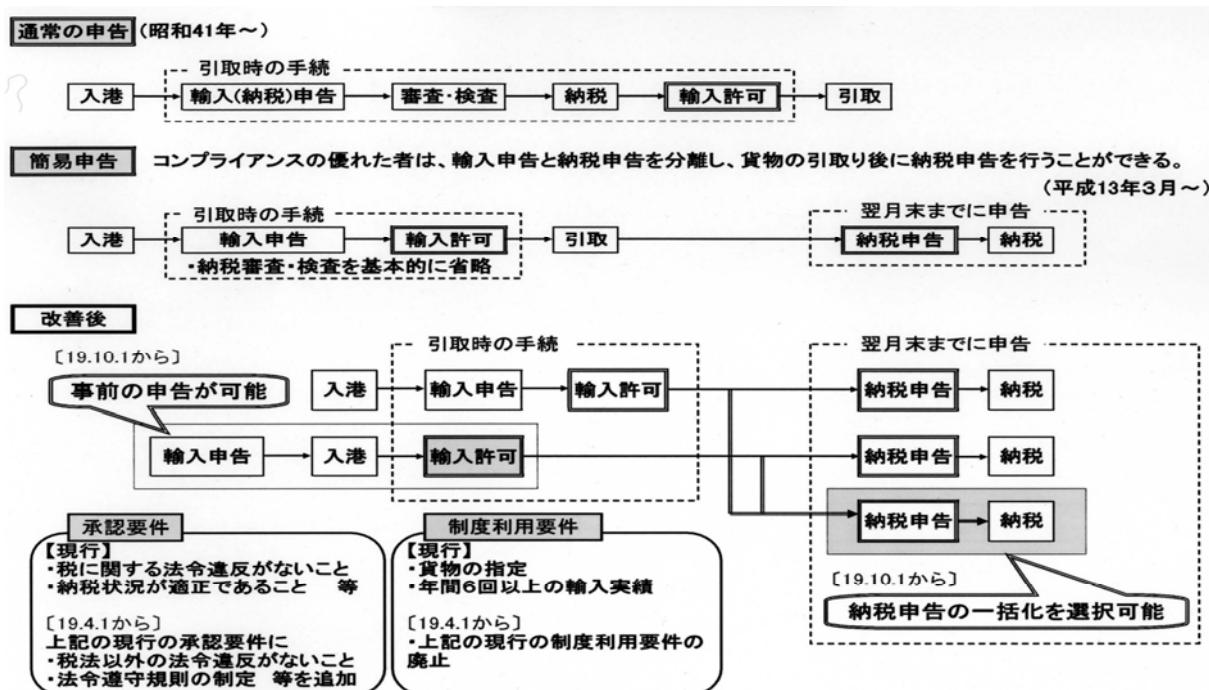
輸入申告の申告時期の弾力化

我が国への到着が確認された後に行うことになっていた輸入申告の申告時期を、貨物到着前でも可能とする

納税申告の弾力化

1ヶ月中に受けた輸入の許可ごとに行うこととされていた納税申告を、一括して行うこと可能とする

図2-9 簡易申告制度の改善



出所) 財務省関税局資料

航空貨物少額無税貨物に係る簡易な輸入申告制度

国際間のクーリエサービス（ドキュメント輸送サービス）等が普及し、関税が無税の輸入少額貨物（1品目の課税価格が20万円以下の貨物）が増加している。そのため、Air-NACCSを使用して輸入申告が行われる他法令に該当しない関税が無税の貨物について、輸入通関手続の簡素化

と効率化を図ることを目的に、統計項目（統計品目番号、数量等）、他法令関係等の申告項目を削減した簡易な輸入申告制度が平成13年12月に創設された。

輸入申告事項の登録：少額関税無税貨物の簡易通関扱いとする貨物について、輸入者がAir-NACCSを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立って輸入者、仕出人の氏名又は名称、関税率表の適用上の所属区分（6桁）、品名等の必要事項をAir-NACCSに入力し、輸入申告事項の登録を行う。

一方、関税法の規定にもとづく基本的な輸出通関手続の流れは次のとおりである。

【輸出通関】

貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。この手続の過程の前後において、保税管理、他法令関係等の手続が必要となる。

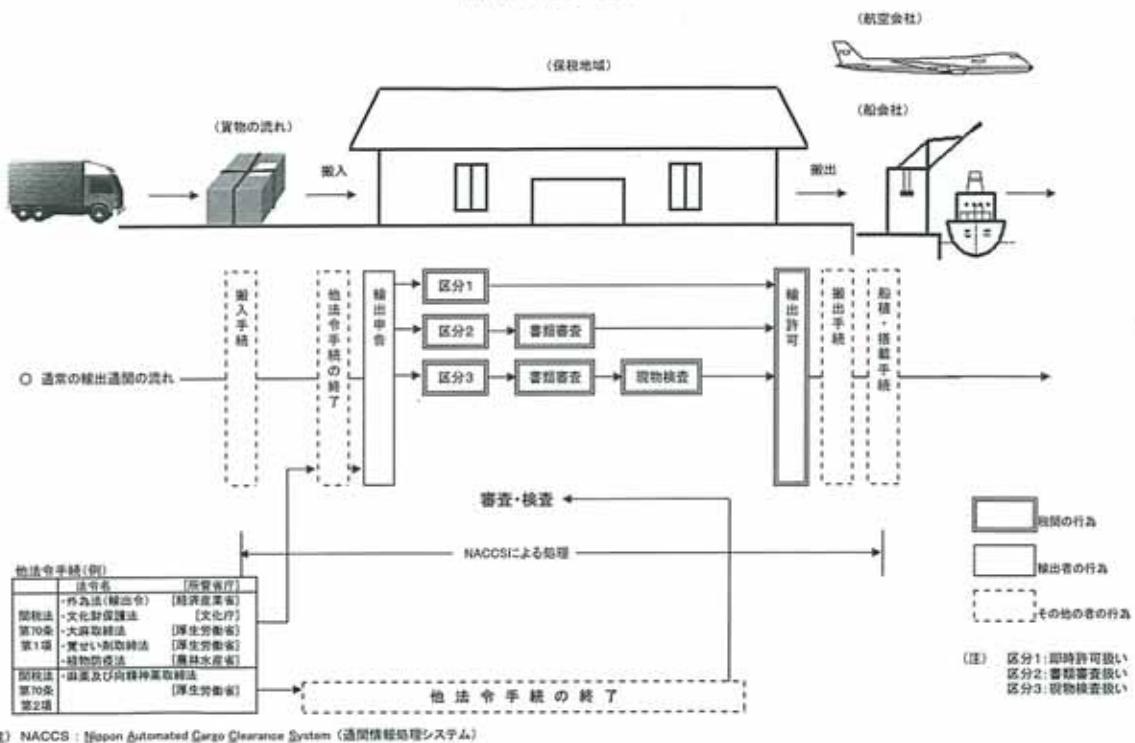
輸出申告：輸出者は、輸出しようとする貨物を保税蔵置場に搬入し、輸出貨物の品名、数量、価格等を記載した輸出申告書を作成、これに貨物のインボイス及び他法令による許可・承認証等を添付して税関長に申告する。

審　　査：提出された輸出申告書について、インボイスと対査して適正な統計品目分類か、他法令該当貨物の場合には許可・承認等を受けているか、記載事項に誤りがないか等を審査する。

検　　査：審査において、統計品目分類、他法令にもとづく検査完了の確認等のために、現品検査が必要と認められる貨物について、検査を実施する。この際、原則として税関庁舎内の税関検査場に搬入して、これを行う。

輸出許可：審査及び検査の結果、輸出申告が適正に行われている場合、誤りについて必要な訂正がなされた場合には、当該輸出申告書に許可印が押印され、輸出許可書として輸出者に交付される（輸出申告書は3部提出、そのうち1部に許可印が押印され輸出許可書となり、残り1部が税關の許可書原本として保管、他1部は輸出貿易統計作成資料となる）。

図2-10 輸出通関手続の基本的な流れ



出所) 財務省關稅局資料

このような基本的な輸出通關手續に対して、同手續の簡素化、迅速化を求める國民ニーズが高まり、その利便性向上に資するため、さまざまな制度が創設されている。それらの概要を以下に整理する。

予備審査制度（輸出）

基本的な輸出通關手續の流れでは、輸出申告は貨物の保税地域への搬入後とされている。しかし、輸出通關の一層の迅速化を図るため、既に輸入申告では導入されていた予備審査制度と同様の制度を輸出申告においても創設することとされた。

航空貨物については、AWB番号ラベルが貨物に貼付された時点以降に予備的に輸出申告書を提出することを認め、輸出申告前に書類の審査を終了させておく制度を平成13年4月に導入し、同年10月にはAir-NACCSにより電子的に行えることとした。

また、海上貨物については、平成16年2月に、輸出コンテナ貨物の場合には輸出コンテナ扱いが認められた日以降、その他の輸出貨物の場合には輸出申告予定日の外国為替相場が公示された日以降に予備的に輸出申告書の提出を認めることとした。

対象貨物：全ての輸出貨物

提出書類：通常の輸出申告書（航空貨物簡易輸出申告書）と同じ。他法令関係の添付書類につい

ては、輸出申告の時点までに提出。

提出時期：(航空貨物) 輸出申告予定日の外国為替相場が公示され、予備申告にかかる貨物を運送人が引き受け、当該貨物にAWB番号ラベルが貼付された日以降
(海上貨物) 前述のとおり。

審査：通常の輸出申告と同様の審査を実施。但し、輸出申告予定日までに審査を終了するよう努める。

検査：検査の要否については、輸出申告予定日までのできる限り早い時期に輸入者に通知。

輸出申告：予備申告に係る貨物が保税地域に搬入され、他法令手続が終了した段階（輸出申告の要件が満たされた段階）で、輸出者は、予備申告段階で記載が猶予された事項を記入、提出が猶予された書類を添えて、輸出申告を行う旨を申し出。

予備審査制度（輸出）が導入されてから数年しか経過していないものの、航空貨物は順調に利用率を伸ばし、平成18年に40%に達している一方、海上貨物については利用率は4～5%程度にとどまっている。

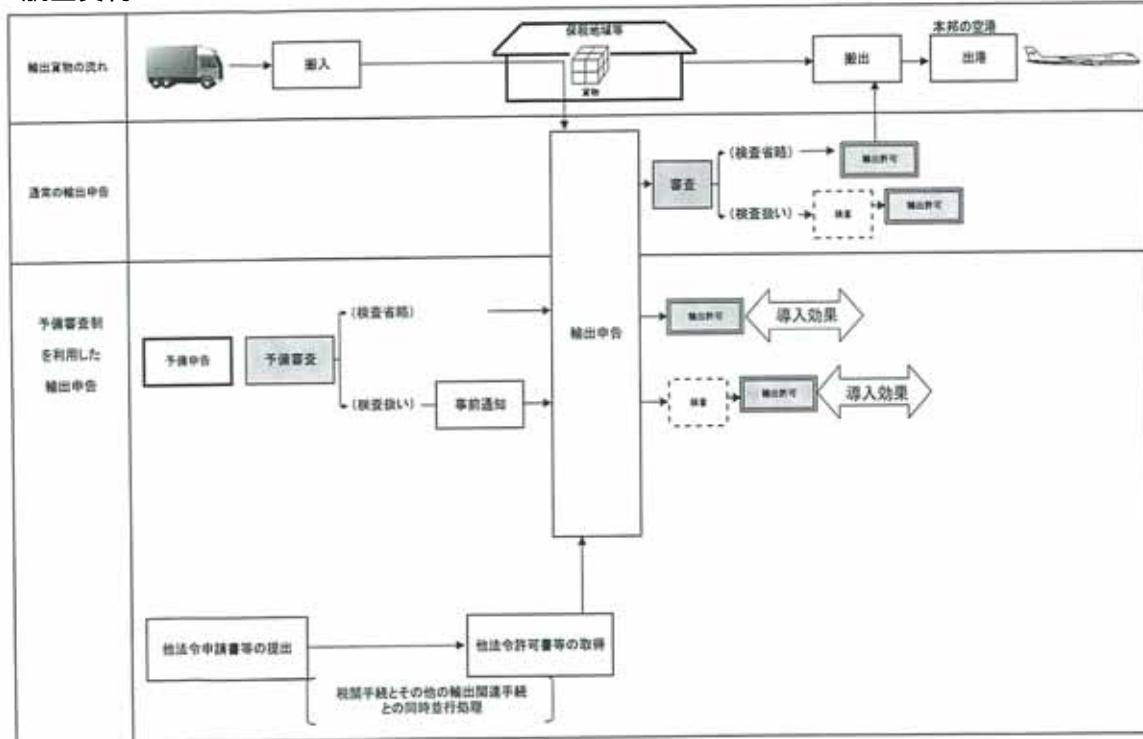
表2-8 予備審査制度（輸出）の利用件数及び利用率

年		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
航空貨物	輸出申告件数（件）	8,324,185	9,258,448	10,131,787	10,630,178
	予備申告件数（件）	2,113,524	2,825,298	3,350,214	4,310,344
	予備申告利用率（%）	25.4	30.5	33.1	40.6
海上貨物	輸出申告件数（件）		3,751,191	3,987,171	4,106,593
	予備申告件数（件）		152,638	169,908	207,207
	予備申告利用率（%）		4.1	4.3	5.0

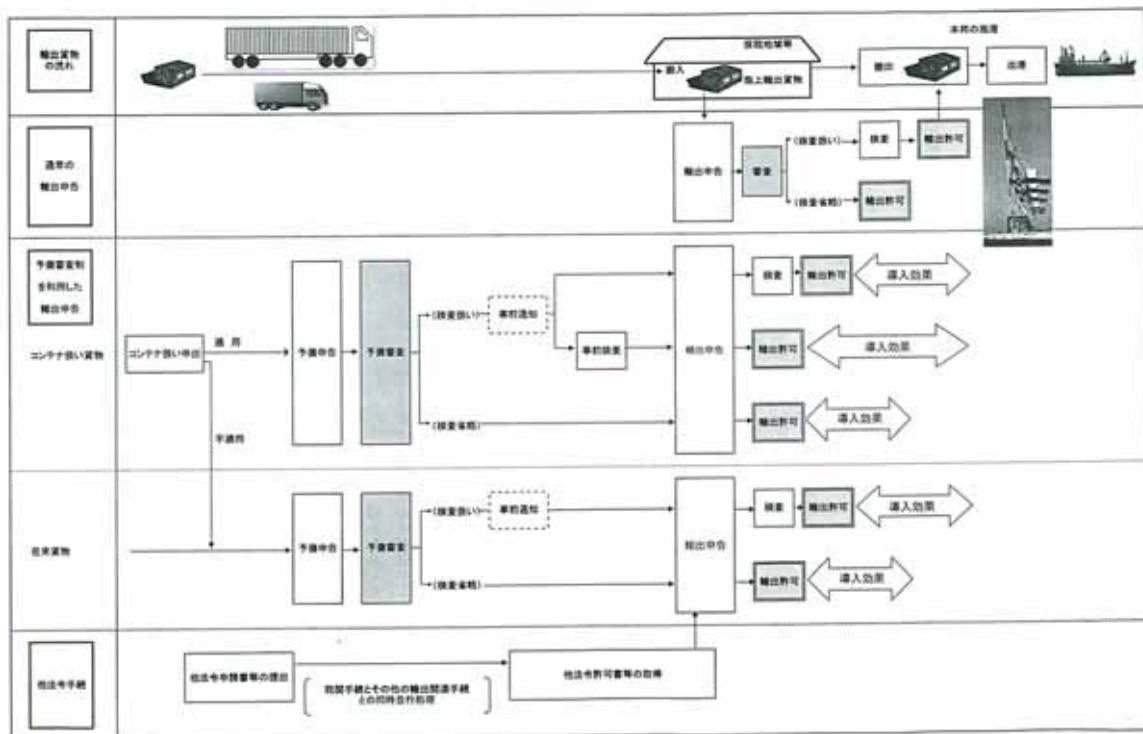
出所)財務省関税局資料

図2-11 予備審査制度（輸出）の流れ

<航空貨物>



<海上貨物>



出所) 財務省関税局資料

特定輸出申告制度

イ．現状

現在、貨物を輸出しようとする場合には、原則として当該貨物を保税地域に搬入した後に輸出申告を行い、輸出の許可を受けることとされている。また、輸出の許可を受けた貨物は外国貨物として取り扱われるため、保税地域への蔵置が必要になるとともに、これを運送する場合には保税運送の承認を受ける必要がある。

平成18年3月、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立を図るため、コンプライアンス（法令遵守）の確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者については、保税地域外に貨物を置いたまま輸出通関手続（申告及び許可）を行うこと、並びに保税運送の承認を受けることを要しないこととともに、コンプライアンスを反映した審査及び検査を実施することができる制度を創設した。

特定輸出者の承認申請：本制度を利用するための特定輸出者になろうとする者は、「特定輸出者承認申請書」を提出することにより行う。この申請書には「法令遵守規則」と登記事項証明書を添付する。

特定輸出者の承認要件：以下の要件を満たす者（【注】平成19年3月時点）

- a . 申請者が過去の一定期間に法令違反がないこと、特定輸出者の承認を取り消された者でないこと。
- b . 申請者が本制度を利用して貨物を輸出する業務（以下「特定輸出関連業務」という）を適正に遂行することができる能力を有していること。具体的には
 - イ 申請者が貨物の輸出に係る税関手続に関し、十分な知識及び経験を有していること。
 - ロ 申請者が貨物の管理に係る業務に関し、次の要件を満たしていること。
 - ・保管施設における貨物の在庫及び出入庫について、その適切な管理を行うための体制を有し、当該体制が有効に機能していると認められること。
 - ・移動中の貨物について、その現在地、貨物の状況等を適時に把握するための体制を有し、当該体制が有効に機能していると認められること。
 - ・保管施設に置かれている貨物及び移動中の貨物について、当該貨物の亡失、盗難等を防止し、貨物の保全を図るために体制（警備員の配置、定時における巡回の実施等貨物の保全を図るための体制をいう。）の保持又は必要な措置（障壁、フェンス等の設置、照明器具の設置による適度な照度の確保、施錠その他外部からの侵入を防止するための必要な措置をいう。）が講じてあること。
 - ハ 貨物の輸出に係る税関手続又は貨物の管理に係る業務を担当する部門について、当該部門における業務の種類及び量に照らし、これらの手続又は業務について十分な知識及び経験を有する従業者が適切に配置されていること。

c. 所定の法令遵守規則を定めていること。

対象貨物：的確な貨物管理を確保する等の観点から、次の貨物は特定輸出申告の対象としない。

海上貨物

- ・他の荷主の貨物とともに1つのコンテナに詰め込んで輸出する貨物（混載貨物）
- ・コンテナに詰め込んで輸出する貨物以外の貨物（自動車、大量のばら積貨物、巨大重量物等を除く）

航空貨物

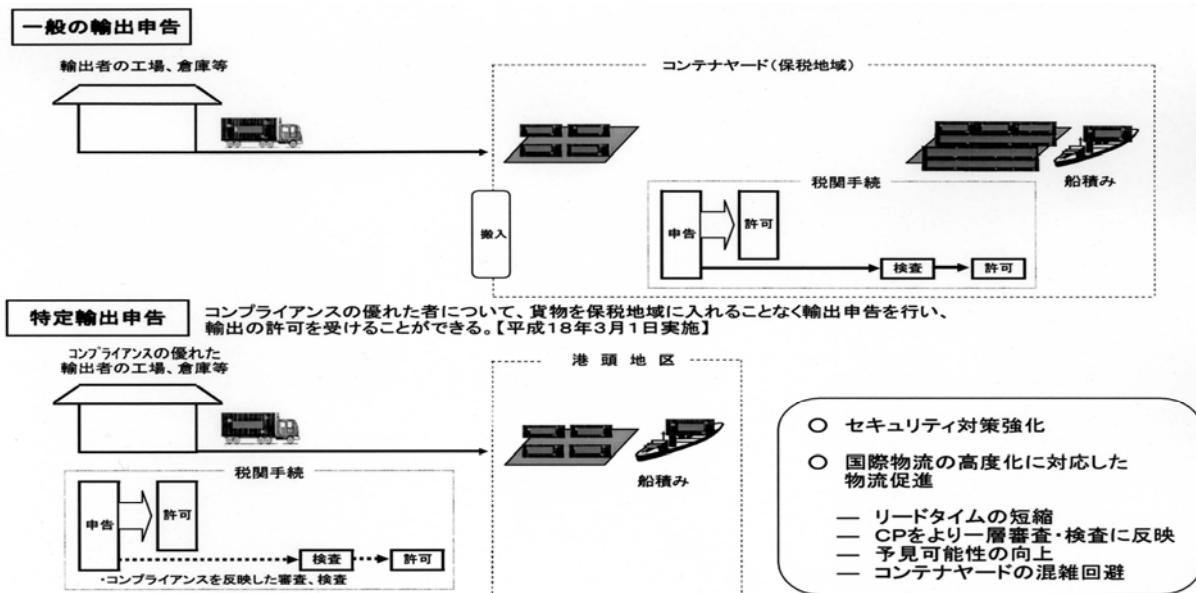
- ・他の荷主の貨物とともに1つのユニット・ロード・デバイス（ULD）を利用して輸出する貨物（混載貨物）

特定輸出申告の手続：「輸出申告書」の標題を訂正した特定輸出申告書を、特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に提出。なお、特定輸出申告は、当該申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関長に対して行われることから、移動中の貨物については当該申告を行うことができない。特定輸出申告書にインボイスを添付する必要はない（特定輸出者が帳簿とともに5年間保存）。また、コンテナ貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、「コンテナ扱い」のための手続は不要。

輸出検査：特定輸出申告に係る貨物であっても、適正な輸出通関を確保するため、必要に応じ輸出検査を行う場合がある。

特定輸出申告制度が創設されてから1年しか経過していないこともあり、平成19年3月時点での特定輸出申告者承認数は8者であり、利用はまだ限定的である。

図2-12 特定輸出申告制度の流れ



出所) 財務省関税局資料

□ 特定輸出申告制度の改正

平成19年度関税改正においてコンプライアンスの優れた輸出入者等に対する特例措置の改善等を行うこととされ、その一環として特定輸出申告制度については、次の措置が講じられることとなった。

特定輸出者の承認要件の追加

特定輸出申告等を NACCS を使用して行うこと

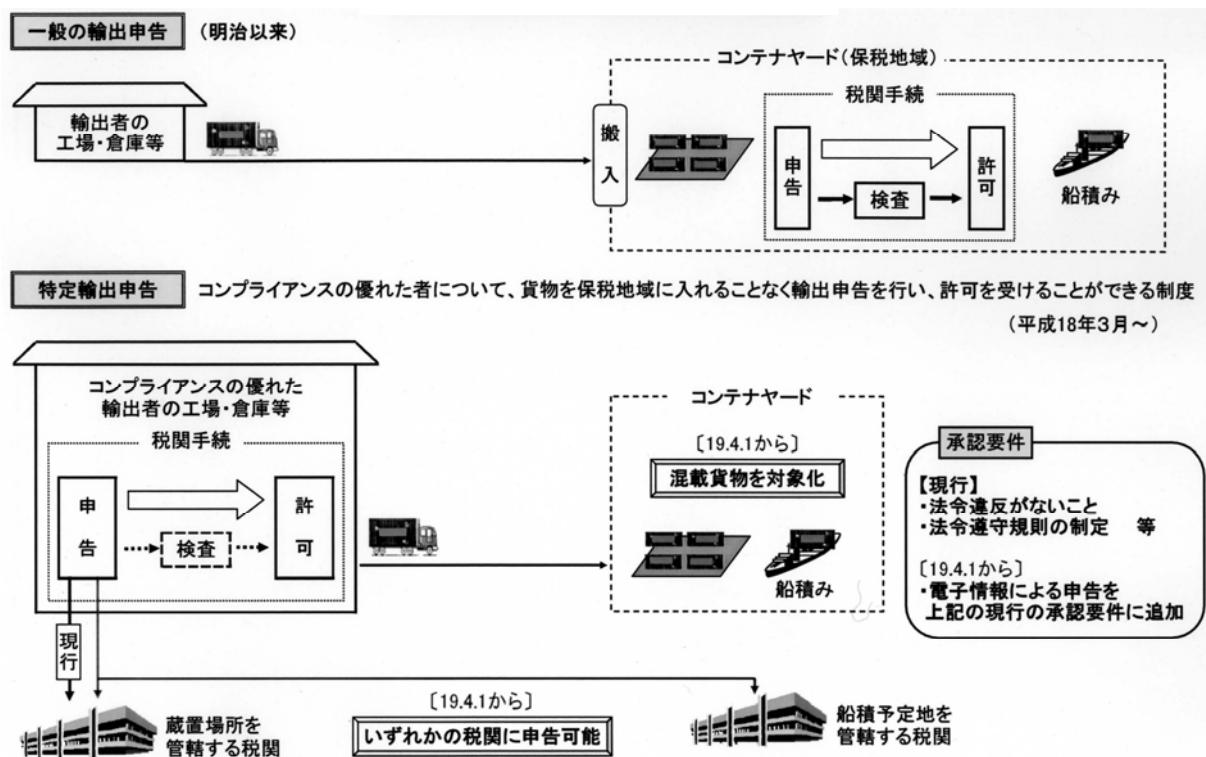
申告先官署の弾力化

貨物が置かれている場所を管轄する税関長に加え、貨物の船積みを予定している港・空港を管轄する税関長に対して輸出申告を行うことを可能とする

対象貨物の追加

混載貨物を対象とすること

図2-13 特定輸出申告制度の改善



出所) 財務省関税局資料

FAL条約の発効による簡素化の推進

国際海上交通の円滑化のため、国際航海に従事する船舶の入港、出港等に関する手続や書類の要件についての簡素化を図ることを目的としたFAL条約が平成17年11月1日に発効したことにもない、港湾法等の改正によりFAL条約対象手続となっている入出港届についてFAL様式を採用、FAL条約対象手続以外の入港前の諸手続についても項目を大幅に簡素化し、様式を共通化した新様式が導入された。

(FAL条約該当書類)

入出港手続関係書類：16種類 8種類

申告項目：約600項目 約200項目

(FAL条約非該当書類)

入出港手続関係書類：8種類 1種類

図2-14 FAL条約の概要

FAL条約(国際海上交通簡易化条約)について

(Convention on Facilitation of International Maritime Traffic)

整備年

IMOにより1965年制定、1967年施行。2005年2月時点で100カ国受託(日本は2005年秋に締結)。

目的

船舶の入出港に関する手続(入出港、通関、入管、検疫、衛生手続等)を標準化し、国際海運の簡易化・迅速化を図る。

概要

船舶の入出港に関する申告書類を原則として8種類に限定

FAL条約と異なる手続等を採用する場合は、IMOへその旨通知
(相違通告)の義務

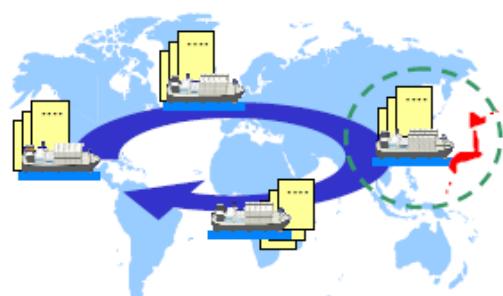
【FAL条約で規定されている8種類の書類】

- ・一般申告書
- ・貨物申告書
- ・船用品申告書
- ・乗組員携帯品申告書
- ・乗組員名簿
- ・旅客名簿
- ・万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類
- ・検疫明告書



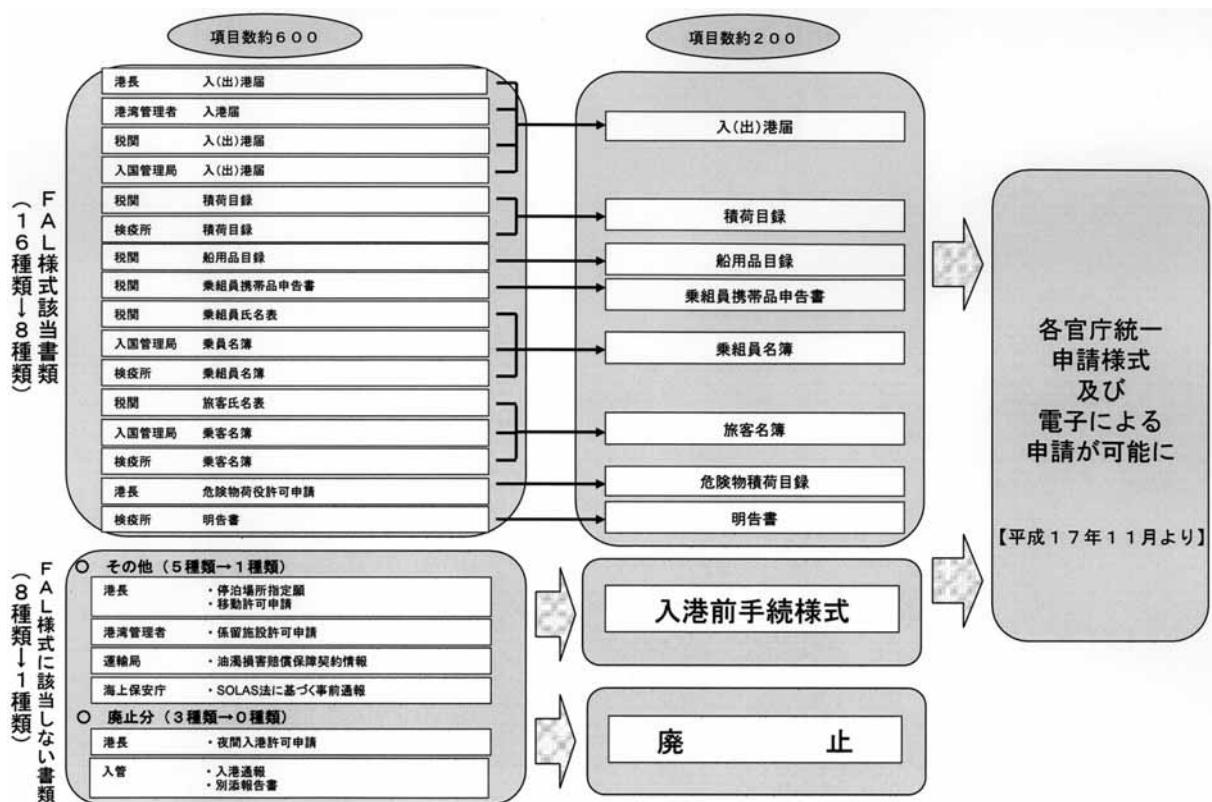
簡易な手続の普及により、国際物流が円滑化する。

- 物流コストの削減!!
- 国際競争力の強化!!



出所) 国土交通省資料

図2-15 FAL条約締結による港湾手続の簡素化・電子化等



出所) 国土交通省資料

検査装置の導入によるセキュリティの確保

貿易が拡大するとともに、国際物流が高度化・迅速化する中、税関では急増する不正薬物等社会悪物品の密輸入事犯に対する取締りの強化に加え、爆発物等テロ関連物資、偽ブランド等知的財産侵害物品、偽造クレジットカード、盗難自動車等の不正輸出入に対する水際取締りの強化等、適正な通關の確保に向け、検査機器の拡充等各種の施策を実施している。

輸出入貨物の審査・検査に当っては、各種情報にもとづき対象貨物に係るリスク分析を行い、不正輸出入の可能性の高い貨物（ハイリスク貨物）と低い貨物（ローリスク貨物）に選別、ローリスク貨物については、極力審査・検査を簡略化する一方、ハイリスク貨物として選別されたものに対しては、対象貨物別に検査機器を1次スクリーニングとして使用するとともに、必要に応じて開披検査を実施している。

1次スクリーニングの機器として使用する検査機器は、貨物をX線透過しその内容を検査する「X線検査装置」、匂いにより不正薬物を探知する「麻薬探知犬」が主流となるほか、個別の疑義貨物に対しては、携帯型の「不正薬物探知装置」や「爆発物探知装置」等を使用している。

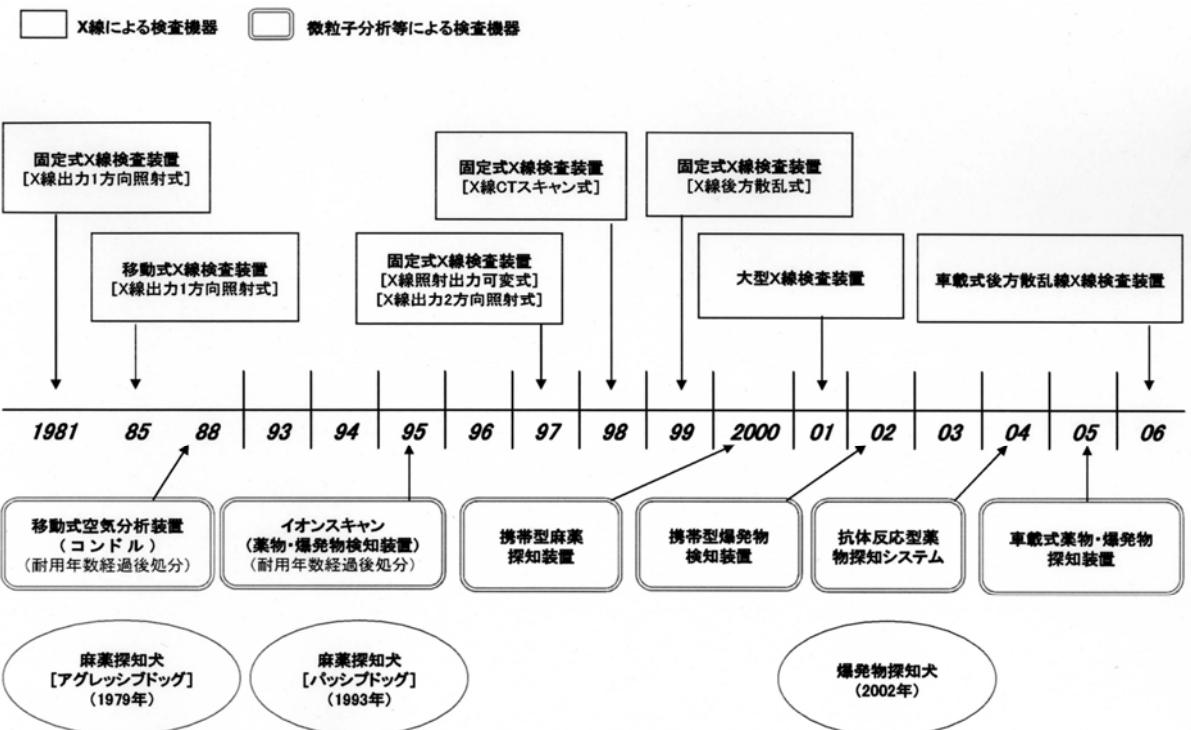
海上貨物：

海上コンテナ貨物の検査では、従来、コンテナから貨物を取出して検査を行っていたが、コンテナに搭載された貨物を取り出すことなくそのまま検査可能な「大型X線検査装置」を平成

13年2月に横浜港に導入し、平成18年4月現在、13港に及んでいる。

大型X線検査装置は、これまで2時間程度要していたコンテナ貨物の全量取出検査を貨物をコンテナから取出すことなく約10分程度で検査を終えることができるようになっている。

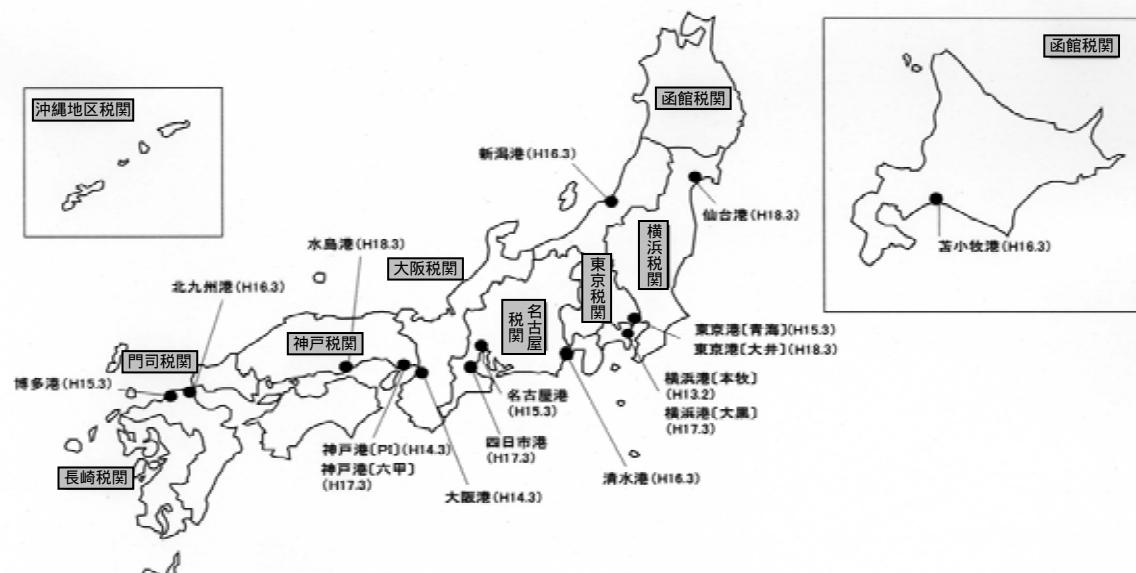
図2-16 検査機器の導入経緯



出所) 財務省関税局資料

図2-17 大型X線検査装置配備状況

平成18年4月1日現在 配備港…13港(16カ所)



出所) 財務省関税局資料

航空貨物：

航空貨物は小口等の混載貨物が多く、また、航空輸送の性格上迅速な処理が求められている。このため、航空貨物に対する検査は、空港施設内の税関検査場において主として「固定式X線検査装置」及び「麻薬探知犬」による検査を行っている。